

法務研究科における教育課程の編成および実施に関する基本的な考え方について

法曹養成専攻においては、第1に、「法律基本科目」「法律実務基礎科目」「基礎法学・隣接科目」および「展開・先端科目」の区分を設けて、それぞれの区分に適切な科目を配置するとともに、第2に、法律基本科目において、法令の要求するところに従い、基礎的な科目と応用的な科目とを適切に区分し、基礎的な科目の履修後に応用的な科目を段階的に履修するよう科目を配置することの2点を、教育課程の編成に関する基本的な考え方とする。

法曹養成専攻における教育は、低い年次で履修する基礎的な科目を主として研究者教員が担当し、高い年次で履修する応用的な科目は実務家教員が多く担当して、理論から実務へと架橋する学生の学習進度に応じた教育を実施することを、教育実施の基本的な考え方とする。

グローバル法務専攻においては、学位授与方針（ディプロマポリシー）において、「グローバルな視点で法的問題を発見し、紛争を解決するとともに、ビジネスモデルや政策提言を行う能力」等の法的能力を修得した者に学位を授与することを定め、それに基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）において、学位授与方針をよりよく実現するために、9つの科目群（①Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective、②Global Business and Law、③Global Security and Law、④Innovations and Intellectual Property Law、⑤Area Studies、⑥Comparative Law、⑦Current Legal Issues、⑧Legal Research and Writing、⑨Practical Training）を設け、グローバル法務に従事する者に不可欠な基本的法知識と法的思考能力を確実に修得させることを、教育課程の編成・実施方針としている。そして、前記9科目群のうち、①・③・⑤を基本的科目、②・④・⑥・⑦・⑧・⑨を発展的科目、④・⑦・⑧・⑨を実践的科目として位置付けている。このうち、①・②・③・⑨を重点科目群（core program）として位置づけ、②・③の科目群から4単位、⑨の科目群から4単位を最低履修することを課す一方、多くの選択科目を設定して学生のニーズに応じて専門性を高めることを可能とする教育課程を編成している

グローバル法務専攻における教育の実施は、標準修業年限が1年で、入学時期も春学期と秋学期の選択を可能としている本専攻の特色を踏まえ、学生の主体的かつ柔軟な授業選択を可能としつつ、研究者教員と実務家教員が協働し、基礎・発展・実

践へと系統的な学習を進め、基礎理論と実務応用の架橋を図ることにより、グローバル法務に従事する者に求められる高度な専門知識と思考能力の修得を促すことを基本的な考え方とする。